

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年11月5日

廿日市市長 松本 太郎



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班 ・ 小班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
集 252130001	廿日市市飯山 中崎	10002-3 外	88-003 外	原野 外	35.24	公告日～ 2038.3.31	外 21 筆
				合計	35.24	ha	

2 縦覧期間

令和7年11月5日から同年11月25日まで

3 縦覧場所

廿日市市産業部農林水産課窓口

廿日市市ホームページ

4 本公告により、廿日市市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上